

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年1月15日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 農業委員会の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年11月8日～平成25年11月27日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 市が事務局となって経理を行っている関係団体において、その目的や趣旨にそぐわないと思われる支出が申し合わせで定められている団体があるので改めるよう検討のこと。	1. 関係団体の目的や趣旨にそぐわないと思われる、申し合わせで定められている事項については、平成26年度当初に開催する関係団体の総会において改正いたします。